

## 1 計画策定の趣旨

食育基本法は、近年における国民の食を取り巻く環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育み、健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年6月に制定されました。同法では、食育に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進することとしています。

岐阜県では、食育基本法、岐阜県食育基本条例に基づき平成19年3月に「岐阜県食育推進基本計画（平成19年度～平成23年度）」（以下「第1次計画」という。）、平成24年3月に「第2次岐阜県食育推進基本計画（平成24年度～平成28年度）」（以下「第2次計画」という。）を策定しました。

第1次計画では、県民の皆さんが「食」の大切さを考え、併せて「食」を生み出す「農」の重要性を理解して健全な食生活を実践できることを目指し、県・市町村・関係者・団体が連携し、子供とその保護者への食育を重点的に推進しました。

第2次計画では、心身の健康増進と豊かな人間形成の実現を目指し、子供から高齢者までのライフステージに応じた食育「生涯食育社会」の構築と、子供と保護者を軸とし、食生活や生活習慣の課題の多い青年期層（16～39歳）を重点に食育を推進しました。

その結果、学校給食における地場産物の使用割合の増加や、朝市・直売所の販売額、市町村食育推進計画の策定など、食育は着実に推進されてきました。

しかし、高齢者等の単身世帯やひとり親世帯、共働き世帯など世帯構造の変化や、食に関する価値観、ライフスタイルの多様化など健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。

食塩等の過剰摂取、特に若い世代にみられる野菜の摂取不足や朝食の欠食など、食習慣の乱れからくる肥満、糖尿病等の生活習慣病についても引き続き課題となっています。また、高齢化が急速に進展する中、健康寿命の延伸は岐阜県においても重要であり、食育の観点からも積極的な取組が必要です。

このため、今後も、継続して県民、関係者が相互理解を深めながら、それぞれの立場で主体的に取り組み、さらに、多様な暮らしに対応し、生涯にわたって間断のない食育を推進する必要があります。

また、食に対する感謝の念を深めるために、生産から消費に至るまでの食の循環を意識することや、伝統的な食文化に関する関心と理解を深め、岐阜県の豊かな農林水産業に親しみ活用する地産地消を推進することも重要です。

第2次計画に基づく各種取組や指標の達成度及び岐阜県食育推進会議からの提言、国の第3次食育推進基本計画をもとに、岐阜県の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に推進するために「第3次計画（平成29年度～平成33年度）」を策定します。

### 食育の定義

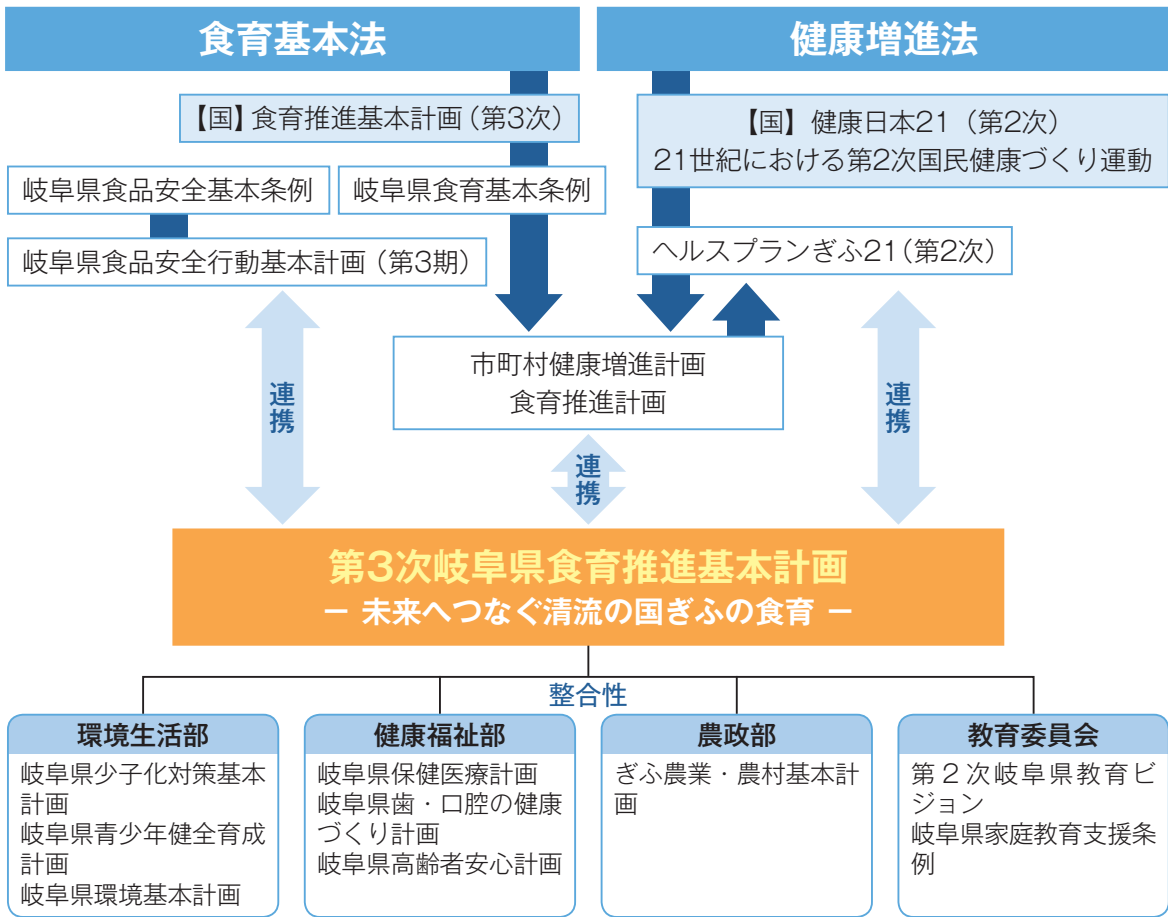
食育基本法（平成17年6月制定）において、「食育」を次のように定義づけしています。

- ① 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ② 様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

## 2 計画の位置づけ

本計画は、岐阜県食育基本条例第21条に基づく食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本計画であり、食育基本法第17条第1項に基づく都道府県計画として位置づけます。

そのため、国の食育推進基本計画、県が進める健康づくり計画であるヘルスプランぎふ21、食の安全性の確保等に関する岐阜県食品安全行動基本計画、その他県が作成する関連計画等との整合性を図ることとします。



## 3 計画の期間

本計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画の進行については、毎年点検することとし、社会情勢の変化、関連する諸計画などの状況に変化が生じた場合は、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

## 4 食育推進会議

食育の推進に当たっては、県民、食育に関わる関係機関や団体が情報を共有し、連携を図り、それぞれの役割を果たすことが重要です。

そのため、平成18年度に食育推進関係団体で構成する「岐阜県食育推進会議」及び「5圏域食育推進会議」を設置し、広く県民や関係者の意見を聴取し、計画策定に反映させるとともに効果的な施策の推進に努めています。

今後、計画に基づいて食育を県民運動として推進するためには、同会議を中心とし、家庭や地域・学校での実践団体、地域での支援団体、食環境の整備支援団体、さらに産地・生産者団体など、あらゆる関係機関や団体との連携体制を強化しながら、地域に根ざした活動を展開していきます。また、職域保健関係機関と協働し、働き盛り世代への食育を推進します。

さらに、県関係各課で構成する「食育推進連絡会議」において、関係機関・団体及び各課の調整を図り、活動支援を進めるとともに、計画に基づく進行管理を実施します。

### ○岐阜県食育推進会議

県民と協働し、食育の推進方策の検討、関係機関の連携のため平成18年5月に「岐阜県食育推進会議」を設置。関係団体等の代表者21名で構成。

### ○圏域食育推進会議

県下5圏域に「圏域食育推進会議」を設置し、圏域の食育を関係団体等と協働で推進。

### ○岐阜県食育推進連絡会議

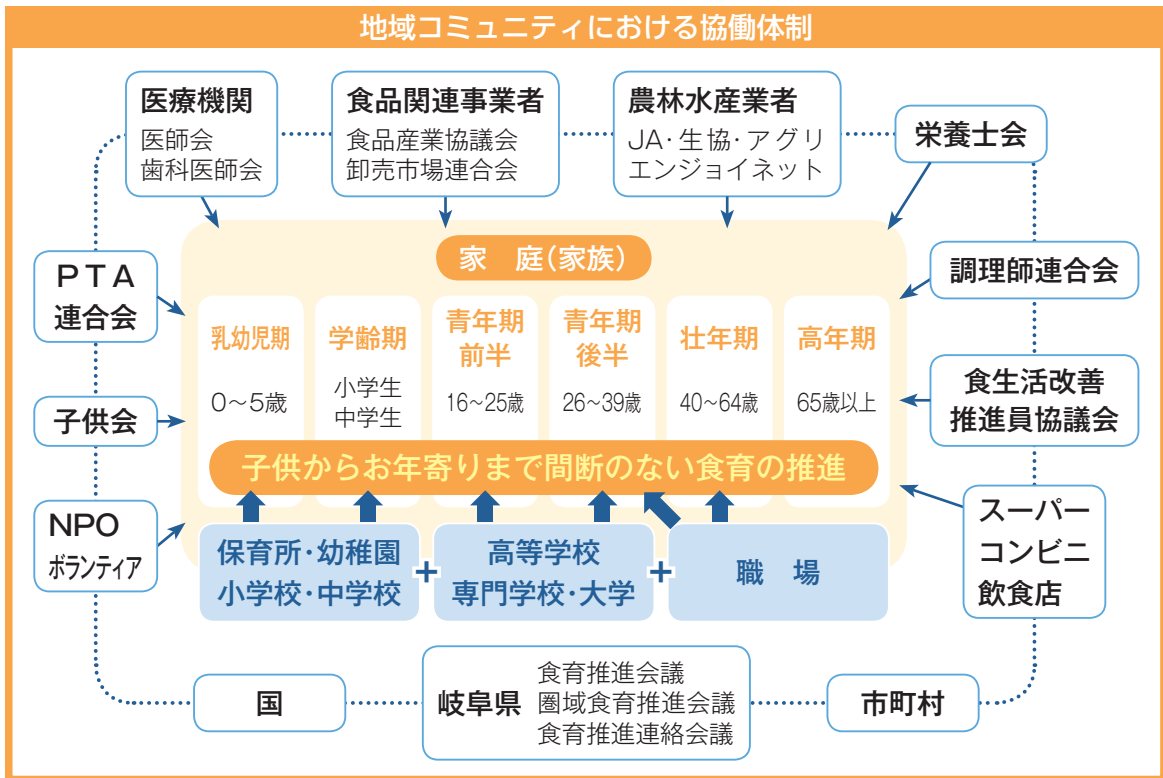
食育に関する施策の企画立案、総合調整、進行管理のため、平成18年5月に庁内に「岐阜県食育推進連絡会議」を設置。4部と教育委員会の26名で構成。

## 5 県民運動の展開 ～県民・関係団体と協働して進める食育推進体制～

食育は、健康や教育・農業・食文化など幅広い分野にわたり、関係者や関係団体の連携や協力を得ながら、県民一人ひとりが自ら取り組む県民運動として推進していく必要があります。

また、県民一人ひとりが食育の意義や必要性等を理解するとともに、これに共感し、自ら主体的に食育を実践し、生涯にわたり続けることが重要です。

そのため、県民の健康づくりや食育に関連する施策を行っている関係課、地域に密着した活動を行っている市町村、教育、保育、医療及び保健、社会福祉の関係者、食品の製造、加工、流通、販売、調理など食に関わる食品関連事業者、農林水産業の関係者、さらに様々な民間団体やボランティア等、それぞれの特性や能力を生かし、様々な分野において力を出し合うとともに、地域コミュニティを生かした協働体制による関係者のネットワークの構築と全県的な普及啓発を積極的に進め、食育を県民運動として推進することを目指します。



## 6 関係者の役割

### (1) 県民

家庭、職場及び地域社会や学校、保育所等において、生涯にわたる健全な食生活の実現にむけて主体的に取り組めます。

(子供の保護者)

家庭が食育の推進において重要な役割を担うことを認識し、子供への食育を推進するとともに、健全な食生活の実現を図るように努めます。

### (2) 教育関係者

家庭や地域等との連携を図りながら、子供の望ましい食習慣の形成に向け、積極的に食育を推進します。また、学校給食に地場産物を積極的に使用し、食に関する指導の生きた教材として活用します。

### (3) 農林水産業者

農林水産業についての様々な体験学習の機会を提供し、自然の恩恵と食べ物の生産過程、その生産に関わる人々の活動の重要性について県民の理解を深めるように努めます。

### (4) 食品関連事業者

食育に関する様々な体験学習の機会や食に関する情報の提供を行います。また、食品の安全性の確保及び適正な食品表示に取り組めます。

### (5) 医療、保健、福祉関係者

他団体と連携し、あらゆる機会や場所を利用して健康や食に関する指導、情報提供を積極的に推進します。

## (6) 職域保健関係者

事業者（人事労務担当者、職場管理職等）が従業員の健康や食育を価値あるものと考え、地域と連携し職場における食育、健康支援に積極的に取り組みます。

## (7) 市町村

県民に最も身近な市町村は、市町村食育推進計画に基づき、関係者と協働し、地域の特性を活かした食育を推進します。

## (8) 県

食育が、全ての世代を対象とし、食の生産から消費までのあらゆる場面を視野に入れて実践されるように施策を総合的かつ計画的に推進します。また、県民一人ひとりが食育を実践するために、関係機関・団体と連携を深め、県民運動として食育の取組が展開されるように努めます。

## (9) 国

「食育推進基本計画」に基づき、地方公共団体や関係団体等と連携を図り、食育を国民運動として推進するための施策を総合的かつ計画的に推進します。

## 7 計画の進捗管理

### (1) 評価・公表

本計画の進捗状況を適切に把握し、客観的な評価を行い、これを踏まえた施策の見直しと改善に努めます。また、岐阜県食育基本条例第22条に基づき、毎年度、食育の推進に関して講じた施策について議会に報告をし、その報告を公表します。

### (2) 実態調査の実施と活用

本県の食を取り巻く実態等を把握するため、県民栄養調査3歳児、高校生の食生活実態調査や県政モニター調査等を実施し、食育推進の基礎的なデータとして、その結果を活用します。



ぎふ食育キャラクター  
ぎふまーいん

